

## 【8月の行事報告】

<p>8日 (水)</p>	<p><b>役員会 (@船橋市勤労市民センター)</b></p> <p>① 反貧困キャラバン 2012 への千葉青司協の対応について ② 全青司署名活動について ③ 全青司ひょうご全国研修会 (9月15日、16日) への参加要請について ④ 全青司開業フォーラム開催について など</p> <p><b>クレサラ勉強会 (@船橋市勤労市民センター)</b> 出席者: 12名</p> <p>検討テーマは以下のとおり</p> <p>① 任意売却における差押え取下げ手続 ② よくわからない抵当権について ③ 債権差押申立手続における司法書士が関与できる範囲 (※ 次回開催は10月第1週の予定)</p>
<p>13日 (木)</p>	<p><b>第6回家族法改正勉強会 (@船橋市勤労市民センター)</b> 出席者: 3名</p> <p>検討テーマは以下のとおり</p> <p>① 遺留分減殺請求について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 民法遺留分に関する条文の確認</li><li>・ 遺留分制度の類型 (ゲルマン法型遺留分 (物権的性格) とローマ法型遺留分 (債権的性格) があり、日本法はゲルマン型遺留分である。)</li><li>・ 日本の遺留分制度とその問題点 (被相続人の生前処分になんら制限が無い。遺留分の期間制限、割合、遺留分が家裁の審判事項になっていない等。)</li><li>・ 主要な判例の確認</li></ul> <p>② その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 遺言書作成の方法</li><li>・ その他</li></ul>
<p>16日 (木)</p>	<p><b>労働110番事前DVD研修 (@千葉市民会館)</b> 出席者: 7名</p> <p>9月1日に実施される相談会に対応した研修会を開催しました。</p>
<p>25日 ~26日 (土日)</p>	<p><b>千葉茨城合同研修会 (@松戸商工会館別館)</b></p> <p>1日目</p> <p>① 「法人破産について」 講師: 司法書士 小山田泰彦先生 (全青司 登記・法務研究委員会 商業法人部会)</p> <p>② 「見直そう! 子のための親権・未成年後見~民法改正点を中心に~」 講師: 司法書士 清水佐智子先生 (全青司 民法改正対策委員会 家族法部会) 司法書士 原田洋幸先生 (全青司 民法改正対策委員会 家族法部会)</p> <p>2日目</p> <p>「事務所マネジメントの仕組み作り」 講師 筒井伸晃先生 (株式会社名南経営 マネジメントコンサルティング 事業部人材開発支援チーム)</p> <p>(法人破産は企業支援の一つの選択肢であるという視点や、「親権」制度の必要性の考察について講義がなされ、非常に考えさせられる内容でした。)</p>

## 【9月の行事予定】

1日 (土)	<b>全国一斉労働トラブル110番 (10:00～19:00、@古田事務所)</b> 毎年恒例の、全国規模の労働問題に関する電話相談会です。
5日 (水)	<b>第7回家族法改正勉強会 (18:30～20:30、@船橋市勤労市民センター)</b> テーマ：生殖補助医療について等
15日 ～16日 (土日)	<b>第41回全青司ひょうご全国研修会</b> 基調講演の後、14の分科会が予定されています。 奮ってご参加ください。 <a href="http://www.h-seinenkai.com/zenkoku2012/">http://www.h-seinenkai.com/zenkoku2012/</a>
20日 ～22日 (木金土)	<b>反貧困全国キャラバン2012 in千葉</b> 反貧困全国キャラバン2012実行委員会が主催、全青司が呼びかけ団体の一つとなっているイベントです。全国をキャラバンカーが走り、この期間は千葉県に入ります。県内各所でイベントが催される予定ですので、ホームページをチェックしてください。 <a href="http://antipoverty2012.com/">http://antipoverty2012.com/</a>
29日 (土)	<b>司法過疎巡回相談会 (9:00～14:00、@東庄町中央公民館)</b> 大多喜町に続き、今年2度目の巡回相談会です。 相談員を募集しておりますので、ふるってご参加下さい。



千葉茨城合同研修会とその後の懇親会



クレサラ勉強会



労働110番事前DVD研修

## 【編集後記】

私の身内が加入していた生命保険の契約内容変更について、保険外交員の説明をきいて、書類にサインをしたが、説明を聞いていない重大なデメリットがあることがわかり、納得していないということでした。

そもそも契約変更の話は、保険外交員が持ち出してきて、主に月々の保険料が安くなること等を含めメリットだけ聞かされて、デメリットは何ら説明がなかったようでした。数日して郵送されてきた保険証券を見たら、保険金額がそれまでの半額になっていました。こんな肝心なことが何ら説明されないまま契約書に署名捺印をして、トラブルになるということが自分の身内に起こることについて心の準備ができていなかった私は、恥ずかしながら相談に即答できませんでした。

この身内も、私に相談する前に自分で保険外交員と何度かやり取りをしていましたが、外交員からは「これからお盆休みに入るので、話は休み明けにしてほしい」、「クーリングオフはできない」、「上司と一緒に説明に行きたいが、結果を変えることはできない」と言われていたようです。

私からもいろいろと質問しましたが、そもそもこの身内も、「保険のことはよくわかってないところも多い」と言っていました。

私も調べてみますと、クーリング・オフ期間は申込日又はクーリング・オフ書面交付日のいずれか遅い日から8日以内（保険業法第309条）でしたので、私が話を聞いた時点では申込日から8日は経過していましたが、クーリング・オフ書面が交付されたかどうかは、わかりませんでした。電話での話だけだったので「クーリング・オフが記載された書面がどれなのかわからない」ということで判断できなかったのです。もし、詐欺、錯誤、消費者契約法などを考え出すと、簡単には済まないかなと思い始めていました。

そこで一つ思い出したことがありました。保険証券や保険会社からのハガキに、お問い合わせ先電話番号が書いてあったりしますよね。「ご不明な点があればこちらまでご連絡ください」などと書かれているものです。以前、私も保険会社からハガキが来て、少しわからないことがあったので、そのハガキに書かれた問い合わせ先に連絡をすると、「担当の代理店から折り返し連絡をさせるようにします」ということで、その後、代理店から連絡をもらったところ、「わからないことがあれば、今後は本社コールセンターには電話しないで、代理店に直接連絡をください。」と怪訝そうに言われたことがあります。「問い合わせはコチラへ」と書いてあるから電話したのに、なぜこんなことを言われなきゃいけないのかわかりませんでした。とにかく、代理店としてはコールセンターに電話をされることに抵抗感があるような気がしたのです。

そこで、今回の件も、コールセンターに電話してみてもどうか、と勧めてみたところ、その身内は自分でコールセンターに電話で相談、変更後の最初の保険料が払い込まれるまではクーリング・オフが可能だそうです。この会社が独自に保険業法とは違う取扱いをしているのかもしれませんが、とにかく、外交員からはクーリング・オフが可能なことについては一切説明を受けていませんでした。

結局、私は少し横槍を入れた程度で、本人の行動が功を奏し、事態は改善されそうです。

しかし、こういうことがあると、消費者法をもう一度復習したくなるものです。 (肥田)